

第十六回国会 衆議院 農林委員會 會議録 第十四号

昭和二十八年七月三日(金曜日)

午後零時二十八分開議

出席委員

委員長 井出 太郎君
理事 足立 篤郎君 理事 平野 三郎君
理事 金子 興重郎君 理事 足鹿 覺君
理事 佐竹 新市君 理事 安藤 覺君
小枝 一雄君 佐々木 盛雄君
佐藤 善一郎君 佐藤 洋之助君
福田 喜東君 松岡 俊三君
松野 頼三君 松山 義雄君
加藤 高藏君 吉川 久衛君
井谷 正吉君 芳賀 貢君
山本 幸一君 川俣 清音君
日野 吉夫君

出席政府委員

大蔵事務官 河野 一之君
(主計局長)
農林政務次官 篠田 弘作君
農林事務官(農林經濟局長) 小倉 武一君

委員外の出席者

専門員 難波 理平君
専門員 岩隈 博君
専門員 藤井 信君

七月三日

委員木村文男君及び伊藤卯四郎君辭任につき、その補欠として福田喜東君及び佐竹新市君が議長の名で委員に選任された。

同日

佐竹新市君が理事に補欠当選した。

七月二日

農業災害対策確立に関する請願(山口丈太郎君紹介)(第二二九三号)

第一類第九号

農林委員會會議録第十四号 昭和二十八年七月三日

農業政策に関する請願(佐藤善一郎君外十一名紹介)(第二三六二号)
川内市地内農作物水害対策確立に関する請願外一件(池田清志君紹介)(第二三六三号)

飼料需給調整に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第二三六五号)

小松島市に農林省神戸植物防疫所支所設置等に関する請願外二件(小笠公都君外一名紹介)(第二三六六号)

東瀛村地内国有林野払下げに関する請願(武田信之助君紹介)(第二三六七号)

柳原用土地改良事業施行の請願(栗田英男君紹介)(第二三八八号)

の審査を本委員會に付託された。

本日の會議に付した事件

理事の互選

昭和二十八年の凍霜害に伴う營農資金の融通に関する特別措置法案(平野力三君外四十五名提出、衆法第一〇号)の撤回許可に関する件

昭和二十八年四月及び五月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案(内閣提出第八七号)

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第八八号)

〇井出委員長 これより會議を開きます。

まず理事の補欠選任についてお諮りいたします。ただいま理事が一名欠員になっておりますが、この際その補欠を委員長において指名いたしたいと思

います。御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

〇井出委員長 御異議なしと認め、佐竹新市君を理事に指名いたします。

〇井出委員長 お諮りいたします。平野力三君外四十五名提出、昭和二十八年の凍霜害に伴う營農資金の融通に関する特別措置法案は、提出者全員より撤回の申出がありました。本案はすでに本委員會の議題となっており、本案の撤回には衆議院規則第三十六條によりまして委員會の許可が必要であります。つきましては本案の撤回を許可するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

〇井出委員長 御異議なしと認め、よつて、撤回を許可するに決しました。

〇井出委員長 次に内閣提出、昭和二十八年四月及び五月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案及び内閣提出、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案を一括議題といたします。

〇日野委員 平野力三君外四十五名提出の、昭和二十八年の凍霜害に伴う營農資金の融通に関する特別措置法案を撤回いたしました。各党の共同修正案を提出をいたします。すなわち、昭和二十八年四月及び五月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案に対する修正案

昭和二十八年四月及び五月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案

昭和二十八年四月及び五月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案

昭和二十八年四月及び五月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案

昭和二十八年四月及び五月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案

昭和二十八年四月及び五月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案

昭和二十八年四月及び五月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案

昭和二十八年四月及び五月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案

る凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案の一部を次のように修正する。

第二条第二項中「償還期限二年以内」を「償還期限二年(政令で定める場合は三年)以内に改める。

第四条第二項中「貸付金の総額につき年二分五厘」を「貸付金の総額につき年二分五厘(政令で定める場合は年三分)」に、「貸付金の総額の百分の十五」を「貸付金の総額の百分の二十」に改める。

以上の各党共同の修正案を提出いたします。何とぞ御賛成を願います。

〇井出委員長 ただいま日野吉夫君から各派共同提案のもとに出されました修正案並びに政府原案について御質疑があればこれを許します。

〇足鹿委員 修正案については別に質疑はありません。しかし、ただいま議題となつております二つの法案に対しては、私ももとより附帯決議等においても意見を申し上げる前に、政府の御相談を申し上げるべきであります。その前に附帯決議の取扱い等につきまして、一応われわれの本法案に対する意見を申し上げる前に、政府の所信をこの際聞いておきたいことがあります。その点、お許しをいただきたいと思ひます。それは去る十五国会において、各党共同提案で農林漁業金融公庫法案を提出いたし、十二月二十日本委員會で満場一致可決し、本會議におきまして可決されております。しかしながら法案につきましては、附帯決議案

が満場一致採択され、本委員會においてもその旨が報告されておるのであります。すなわち、その附帯決議は、國務大臣は事業内容の健全信用農協同組合連合会については、これは農林漁業金融公庫の受託機関となり得るよう、農林漁業金融公庫法第十九條第一項並びに農協法第十條第六項の規定に従い、必要の措置を講ずることとなつておるのであります。しかるにすでに半歳を過ぎた今日、この附帯決議の趣旨は何ら政府当局において適當な措置が講ぜられておりません。地方の実情は、政府もよく御存じでございまして、この農林漁業金融公庫法に対する一般農民の期待は実に大なるものがあります。またわずかな期間ではあります。相当の成果は上りつたものであります。しかしながら少額の金融につきましては、この附帯決議の趣旨に基づき、地方の信用農協同組合連合会を受託機関として東京に陳情とかあるいは運動というふうなことなくして、地方の信連の責任においてこれは処置すべきことが適當と認めて、本委員會において満場一致の附帯決議となつておるのであります。ところがこの信用農協同組合連合会の健全なという問題で若干の調査等において手聞取つておると思ひますが、この点が若干当局においても御検討の余地があつて居ると思ひますが、すみやかにこの附帯決議の趣旨を生かして適當な措置を講ぜられる御意思があるかどうか、なおこの地方信連が受

る凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案の一部を次のように修正する。

第二条第二項中「償還期限二年以内」を「償還期限二年(政令で定める場合は三年)以内に改める。

第四条第二項中「貸付金の総額につき年二分五厘」を「貸付金の総額につき年二分五厘(政令で定める場合は年三分)」に、「貸付金の総額の百分の十五」を「貸付金の総額の百分の二十」に改める。

以上の各党共同の修正案を提出いたします。何とぞ御賛成を願います。

〇井出委員長 ただいま日野吉夫君から各派共同提案のもとに出されました修正案並びに政府原案について御質疑があればこれを許します。

〇足鹿委員 修正案については別に質疑はありません。しかし、ただいま議題となつております二つの法案に対しては、私ももとより附帯決議等においても意見を申し上げる前に、政府の御相談を申し上げるべきであります。その前に附帯決議の取扱い等につきまして、一応われわれの本法案に対する意見を申し上げる前に、政府の所信をこの際聞いておきたいことがあります。その点、お許しをいただきたいと思ひます。それは去る十五国会において、各党共同提案で農林漁業金融公庫法案を提出いたし、十二月二十日本委員會で満場一致可決し、本會議におきまして可決されております。しかしながら法案につきましては、附帯決議案

が満場一致採択され、本委員會においてもその旨が報告されておるのであります。すなわち、その附帯決議は、國務大臣は事業内容の健全信用農協同組合連合会については、これは農林漁業金融公庫の受託機関となり得るよう、農林漁業金融公庫法第十九條第一項並びに農協法第十條第六項の規定に従い、必要の措置を講ずることとなつておるのであります。しかるにすでに半歳を過ぎた今日、この附帯決議の趣旨は何ら政府当局において適當な措置が講ぜられておりません。地方の実情は、政府もよく御存じでございまして、この農林漁業金融公庫法に対する一般農民の期待は実に大なるものがあります。またわずかな期間ではあります。相当の成果は上りつたものであります。しかしながら少額の金融につきましては、この附帯決議の趣旨に基づき、地方の信用農協同組合連合会を受託機関として東京に陳情とかあるいは運動というふうなことなくして、地方の信連の責任においてこれは処置すべきことが適當と認めて、本委員會において満場一致の附帯決議となつておるのであります。ところがこの信用農協同組合連合会の健全なという問題で若干の調査等において手聞取つておると思ひますが、この点が若干当局においても御検討の余地があつて居ると思ひますが、すみやかにこの附帯決議の趣旨を生かして適當な措置を講ぜられる御意思があるかどうか、なおこの地方信連が受

る凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案の一部を次のように修正する。

第二条第二項中「償還期限二年以内」を「償還期限二年(政令で定める場合は三年)以内に改める。

第四条第二項中「貸付金の総額につき年二分五厘」を「貸付金の総額につき年二分五厘(政令で定める場合は年三分)」に、「貸付金の総額の百分の十五」を「貸付金の総額の百分の二十」に改める。

以上の各党共同の修正案を提出いたします。何とぞ御賛成を願います。

〇井出委員長 ただいま日野吉夫君から各派共同提案のもとに出されました修正案並びに政府原案について御質疑があればこれを許します。

〇足鹿委員 修正案については別に質疑はありません。しかし、ただいま議題となつております二つの法案に対しては、私ももとより附帯決議等においても意見を申し上げる前に、政府の御相談を申し上げるべきであります。その前に附帯決議の取扱い等につきまして、一応われわれの本法案に対する意見を申し上げる前に、政府の所信をこの際聞いておきたいことがあります。その点、お許しをいただきたいと思ひます。それは去る十五国会において、各党共同提案で農林漁業金融公庫法案を提出いたし、十二月二十日本委員會で満場一致可決し、本會議におきまして可決されております。しかしながら法案につきましては、附帯決議案

が満場一致採択され、本委員會においてもその旨が報告されておるのであります。すなわち、その附帯決議は、國務大臣は事業内容の健全信用農協同組合連合会については、これは農林漁業金融公庫の受託機関となり得るよう、農林漁業金融公庫法第十九條第一項並びに農協法第十條第六項の規定に従い、必要の措置を講ずることとなつておるのであります。しかるにすでに半歳を過ぎた今日、この附帯決議の趣旨は何ら政府当局において適當な措置が講ぜられておりません。地方の実情は、政府もよく御存じでございまして、この農林漁業金融公庫法に対する一般農民の期待は実に大なるものがあります。またわずかな期間ではあります。相当の成果は上りつたものであります。しかしながら少額の金融につきましては、この附帯決議の趣旨に基づき、地方の信用農協同組合連合会を受託機関として東京に陳情とかあるいは運動というふうなことなくして、地方の信連の責任においてこれは処置すべきことが適當と認めて、本委員會において満場一致の附帯決議となつておるのであります。ところがこの信用農協同組合連合会の健全なという問題で若干の調査等において手聞取つておると思ひますが、この点が若干当局においても御検討の余地があつて居ると思ひますが、すみやかにこの附帯決議の趣旨を生かして適當な措置を講ぜられる御意思があるかどうか、なおこの地方信連が受

る凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案の一部を次のように修正する。

第二条第二項中「償還期限二年以内」を「償還期限二年(政令で定める場合は三年)以内に改める。

第四条第二項中「貸付金の総額につき年二分五厘」を「貸付金の総額につき年二分五厘(政令で定める場合は年三分)」に、「貸付金の総額の百分の十五」を「貸付金の総額の百分の二十」に改める。

以上の各党共同の修正案を提出いたします。何とぞ御賛成を願います。

〇井出委員長 ただいま日野吉夫君から各派共同提案のもとに出されました修正案並びに政府原案について御質疑があればこれを許します。

〇足鹿委員 修正案については別に質疑はありません。しかし、ただいま議題となつております二つの法案に対しては、私ももとより附帯決議等においても意見を申し上げる前に、政府の御相談を申し上げるべきであります。その前に附帯決議の取扱い等につきまして、一応われわれの本法案に対する意見を申し上げる前に、政府の所信をこの際聞いておきたいことがあります。その点、お許しをいただきたいと思ひます。それは去る十五国会において、各党共同提案で農林漁業金融公庫法案を提出いたし、十二月二十日本委員會で満場一致可決し、本會議におきまして可決されております。しかしながら法案につきましては、附帯決議案

が満場一致採択され、本委員會においてもその旨が報告されておるのであります。すなわち、その附帯決議は、國務大臣は事業内容の健全信用農協同組合連合会については、これは農林漁業金融公庫の受託機関となり得るよう、農林漁業金融公庫法第十九條第一項並びに農協法第十條第六項の規定に従い、必要の措置を講ずることとなつておるのであります。しかるにすでに半歳を過ぎた今日、この附帯決議の趣旨は何ら政府当局において適當な措置が講ぜられておりません。地方の実情は、政府もよく御存じでございまして、この農林漁業金融公庫法に対する一般農民の期待は実に大なるものがあります。またわずかな期間ではあります。相当の成果は上りつたものであります。しかしながら少額の金融につきましては、この附帯決議の趣旨に基づき、地方の信用農協同組合連合会を受託機関として東京に陳情とかあるいは運動というふうなことなくして、地方の信連の責任においてこれは処置すべきことが適當と認めて、本委員會において満場一致の附帯決議となつておるのであります。ところがこの信用農協同組合連合会の健全なという問題で若干の調査等において手聞取つておると思ひますが、この点が若干当局においても御検討の余地があつて居ると思ひますが、すみやかにこの附帯決議の趣旨を生かして適當な措置を講ぜられる御意思があるかどうか、なおこの地方信連が受

託した場合には、公庫法の示すところによつて、二〇%の損失補償がついておるのであります。もし地方信連が希望がしないならば、あえてそういうところには別にその適用をしなくてもよろしいのではないかと思います。ただ地方の信連が一斉にこれを要望しておるにもかかわらず、いまだこれが何ら具体的に実現しておらないということとは、少し附帯決議というものの対して政府当局は懸視しておられるのではないかと。今度の凍霜害の問題につきましても、われわれはあとで附帯決議を付したいと思つておりましたが、その点についても、かくのごとく半年たつても何ら必要な措置が講ぜられないということがあるならば、私どもはこの凍霜害の問題につきましても、態度を決することについては、さらに再考しなければならぬ場合もあり得る。従つて去年の十二月二十日の本委員会及び本会議が議決の附帯決議の第一項については、私が述べました今の農林漁業金融公庫法案の受託機関として地方信連の業務を代行せしめる必要な措置を、政府はいつどういうふうにしてやるかということ、この際はつきり承つて、満足の御答弁が得られるならば、私どもとしても本法案につきましても次に態度をきめたいと考えます。御答弁を願ひたいと思います。

○篠田政府委員 ただいま足鹿委員から言われました附帯決議が、前国会においてついでにおつたというところは、よく承れております。しかし、現在の信連の経営状態が、系統団体に對して非常にたくさんの固定化した資金を抱えております。またそのために資金の融通も欠いておるといふことでありまして、前国会においてこの附帯決議がありまして、その附帯決議を実行するために、それに対する打開策あるいはまた法的措置も必要としておつたのであります。今回の国会にもこれに對する一つの打開策として、農林漁業組合連合会整備促進法案が出ておるのであります。ただいまおつしやいました通り、公庫の業務を受託することにつきましても、非常に多額の債務の保証というものがあつたので、個々の信連の経営状態あるいは取扱ひに對する業種というようものをよく考慮いたしまして、ただいまおつしやつた附帯決議の趣旨を尊重し、十分にこれに実行して行きたいと考えております。

○足鹿委員 趣旨を尊重して実行するというところでありますが、問題は、健全なる信用農業協同組合連合会という言葉を少し問題にしておいでになるのではないかと。しかし農林省農協部は検査課という独立の機関をお持ちになつて、予算の上にも莫大な検査費用が計上されて、現地についてもしばしば出張して御検査になつており、不健全な信用農業協同組合があるはずはない。農民の財産を保管する信用農業協同組合に、検査の結果不健全なものがあるとお考えになつておるのであります。もし若干疑義があるというようなものについては、これはまた当局の方で運営上御考慮になつてつけようであると思ひますが、原則としてはそれを希望する信連に對しては、よく御検討になつて、すみやかに業務の代行をお認めになるべきである。わずかな金額を、中央まで文書を携備して、申請してから三箇月も六箇月もたつようなことでは、實際公庫法の精神が死んでしまひます。ある程度の金に ついては、地方信連の二割の損失補償がついておられますから、覚悟のほどはあろうと思ひます。にもかかわらず職烈な要望があるのではありませんか。すみやかに御善処されませんか。これは抽象的なことでなくして、すみやかに御善処になつたということであれば、私も了承いたしますが、いまだ一度その点を御答弁願つておきたいと思ひます。

○篠田政府委員 でき得る限りすみやかに善処いたす考えでございます。○井出委員長 ただいまの修正案及び二案を一括して討論に付します。別に討論の要求もないようですから討論を省略して採決に入りたいと思ひますが、その前に、附帯決議の提案がございますので、発言を許します。芳賀君。

○芳賀委員 本法案の採決に先だつて、次のような附帯決議を提出したいと思ひます。

附帯決議

昭和二十八年四月及び五月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法の成立後において、政府は本法の運営上左記事項につき万遺憾なき措置を講ずること。

記

一、助成の対象となる融資限度は二十億円となつてゐるが、融資要望額がこれを超過する場合においては、これが増額につき措置すること。

二、地方自治体が将来負担すべき損失補償に關連して融資に円滑を欠く如き事態の発生を防ぐため、政府は今後、地方自治体の損失補償額に相當する特別平衡交付金増額の措置を講ずること。

簡単に説明を申し上げます。本法案の内容におきまして、融資の限度を一億二千億としておりますけれども、本法案審議の過程におきまして、政府当局の答弁の中にも、二十億という限度は一億五千三百日までの災害を基準として算定したものであつて、その後増大された被害の額、あるいはまたこの二十億の枠内においては支那の被害に對する融資はそれほど配慮しておらなかつたということが表明されておるわけでありまして、そういうことを考慮いたした場合には、必ずしもこの二十億の限界の中において被害農家に対する融資が十分であるということはでき得ないような状態が間々生ずると思ふのであります。そういう場合には政府はこれをいまして、この二十億の限度を必要の限界において越えた場合は、これと同じような取扱ひをしなければならぬということとをこの決議の中でうたつておるわけでありまして。

第二点は、ただいま各党共同提案によつて出された修正案の内容は、損失補償の額を四割として、地方自治体においてその半額の二割を負担するということになつておるわけでありまして、最近における地方自治体の財政の状況を検討した場合に、自治体の自主性を保つ意味においても、危機的な状態が発生しておるのであります。こういうような地方自治体に対して二割の損失補償の義務を課すると、そのことが因をなして、当然救済しなければならぬ被害農家に対する融資の十分な配慮を阻害するやうなことが起らないとも限らないわけでありまして、こういう点に對して政府は積極的な十分なる考慮を加えて、地方自治体が融資に對する損失補償を行つて行く場合には、地方財政の確立の意味においてもこれと同等の、これに見合う特別平衡交付金等を支出することを政府に確約してもらいたいというのがこの決議を提出した趣旨であります。

○井出委員長 ただいま芳賀君の提示されました附帯決議に對し、政府側の見解を求めます。

○篠田政府委員 ただいまの芳賀委員からの附帯決議に對しまして、第一項の二十億で足りなくなつた場合の問題につきましても、もちろんその後のいろいろな災害の模様もわかつておりますが、二十億で十分であるとは考えておりません。しかし御承知の通り、その後風水害あるいは九州の水害といつたやうなものがどん／＼出ておりますので、こういう水害の対策とも見合せまして考慮しなければならぬと考えております。

第二の平衡交付金の問題であります。これは將來地方自治体において赤字が出たという場合におきましては十分考慮しなければならぬと考えております。

○河野（一）政府委員 ただいま農林政務次官も言われました通り、私どもも考えているところでありまして、御決議の趣旨につきましても十分善処いたします。

○井出委員長 それでは昭和二十八年四月及び五月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に關する特別措

置法案について採決いたします。

まず本案に対する各派共同の修正案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○井出委員長 起立総員。よつて本修正案は可決せられました。(拍手)

次にただいま修正と決しました部分を除く原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○井出委員長 起立総員。よつて本案は修正案のごとく修正すべきものと決しました。

次に農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○井出委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

引続き先ほどの附帯決議について採決いたします。この附帯決議を附するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井出委員長 異議なしと認め、さよう決しました。

なお諮りいたします。ただいま議決いたしました両案に関する衆議院規則第八十六条の規定による報告書の作成につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井出委員長 異議なしと認め、さよう決しました。

本日はこれにて散会いたします。次

会の日程は公報をもつてお知らせいたします。

午後零時五十一分散会

〔参照〕

昭和二十八年四月及び五月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案(内閣提出)に関する報告書

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十八年七月八日印刷

昭和二十八年七月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局